

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2979号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

平泉 中尊寺の紅葉 (岩手県平泉町)

いままで国語の辞書に載っていない漢字が時代の要請で加わることがしばしばある。例えば、今当たり前のように使われている地方創生の「創生」は、1988年から1989年にかけて行われた「ふるさと創生1億円事業」(正式には「自ら考え自ら行う地域づくり事業」)で使われていた。この事業は短命に終わって、「創生」は表舞台から消えたが、それが蘇った。

今はどの自治体でも当たり前のようになっている「協働」も辞書には載っていない。キョウドウといえば、「共同」か「協同」であった。それが「協働のまちづくり」というように常套語になっている。上司と部下のような縦の関係ではなく、対等者間の横の関係によって事を成していくことを重視しようという時代の動きを反映しているといえる。

ところが、辞書には載っている漢字で適切でないと思われるにもかかわらず、変更されずに、あるいは新たに加えられることがない漢字もある。「人材」である。「まち・ひと・しごと創生法」でも、「地域社会を担う個性

豊かな多様な人材の確保」というように「人材」を使っている。自治体職員の「人材育成基本方針」でも、大体は「人材」である。広辞苑(第6版)でシンザイを引くと「人材」しかなく、「才知ある人物。役に立つ人物。人才。」とあり、「人才」は「人材に同じ。」とある。ちなみに、創生を引くと「新たに作り出すこと。」とあり、別に新味はない。

「人材」の「材」は、鉄材・木材・食材というように材料の材(マテリアル)である。材料とは目的に応じて加工可能な物をいう。しかし、人は材料ではない。人は、感情をもち、思考し、経験と学習と訓練によって成長する生き物である。当然のように「人材」を使う人も自分が「材料」だとは思っていないはずである。地域で活動している人びとは、自治体の関係者も住民も地域にとってはかけがえない財産である。だから、「人材」ではなく、財産の「財」、財宝の「財」の字を当てて、「人材」と書きたい。自治体と地域の現場で「人材」をはやらし、国語の辞書への正式登載を実現したい。

コラム

「人材」と「人財」

東京大学名誉教授 大森

彌

もくじ

● 随 情 ● 政 政 ● 活

想 報 策 策 動

自民党「予算・税制に関する政策懇談会」で更谷全国町村会副会長が意見陳述……………(2)

林地台帳の整備について／森林を地域の資源として活かすために……………(3)

各国が共に進むことを確認した「節目の年」

Ⅱ平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書……………(6)

町村Navi……………(9)

織姫と彦星が出逢う村……………福島県昭和村長 馬場 孝允……………(12)

写真キャプション

岩手県平泉町、中尊寺の紅葉が見頃を迎えている。今年で世界遺産登録5周年を迎えた「平泉の文化遺産」。国宝・中尊寺金色堂をはじめ、中尊寺・毛越寺に伝存する国宝・重要文化財は3千余点に及び、奥州藤原氏の栄華を偲ばせる。



意見述べる更谷副会長

全国町村会

自民党「予算・税制に関する政策懇談会」で 更谷全国町村会副会長が意見陳述 地方交付税総額の確保などを要請

自由民主党は10月19日、「予算・税制に関する政策懇談会」を開催し、平成29年度予算・税制に関する政策要望について関係団体から意見聴取を行った。本会からは更谷慈禧副会長（奈良県十津川村長）が出席、地方創生・地方税財政関係について要請を行った。

政策懇談会では、はじめに地方六団体を代表して、全国知事会地方財政常任委員会副会長の平井伸治鳥取県知事から、①地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保、②地方税財

一般財源総額の確実な確保を求めた。次に地方創生交付金については、要件を緩和するとともに、対象経費等の制約をなくすなど自由度の高い交付金として規模の拡充を要望。

源の確保、③地方消費税再延期による影響、④地方創生の推進等について、総合的な説明が行われた。

その後、本会の更谷副会長が、地方創生・人口減少対策など、町村が自主性・自立性を発揮し、施策を実施するためには地方交付税総額の安定的確保が不可欠であるとしたうえで、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充、「歳出特別枠の堅持」、地方交付税等の

地方税制に関しては、①償却資産に係る固定資産税は、この税が町村財政を支える基幹税であるため、28年度税制改正における軽減措置は今回限りの特例とすること、②ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること、③町村が森林吸収源対策に取り組むためには、安定的・恒久的な財源が不可欠であり、また28年度税制改正大綱で森林環境税等の新たな仕組みの検討が明記されたことから、全国森林環境税を早期に導入すること―を要請した。

政 策

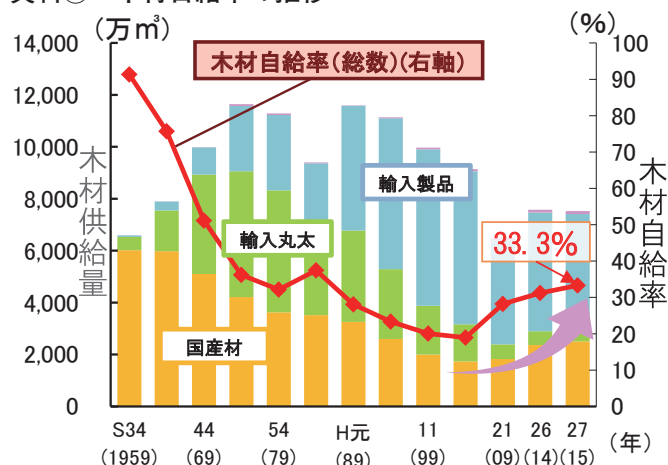
政策解説

林地台帳の整備について

～森林を地域の資源として活かすために～

林野庁 計画課 総括課長補佐 長崎屋圭太

資料① 木材自給率の推移



我が国の林業の低迷が叫ばれて久しいですが、一昨年(平成26年)の木材自給率は、26年ぶりに30%台に回復しました。平成27年は、前年よりさらに2・1ポイントアップの33・3%に上昇しています。最近では、成熟した森林資源を活かして林業を成長産業化して地域の活性化につなげていくとする取組があちこちで見られるようになりました。(資料①)

1 はじめに 所有者・境界問題

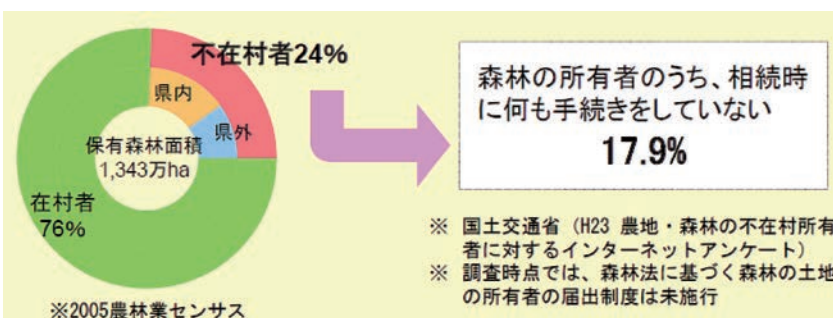
こうした取組を進める上で大きな課題となっていることの一つが、森林所有者や境界の問題です。長く続く林業の低迷、所有者の不在村化、代替わりなどにより、所有者の関心が薄れ、「自己所有森林がどこにあるかわからない、見たことがない」という声も多く聞かれます。森林は地籍調査の進捗率が44%であり、宅地や農用地と比べ低く、せっかく成長した森林を資源として活かす時期に来ているのに、所有者や境界が明らかでないため、活かし切れないという現実があります。また、人口減少社会が到来している中で、この問題をこのまま放置すれば、現在かろうじて残っている山の記憶もなくなってしまう、より深刻な事態となってしまう恐れがあります。(資料②)

2 林地台帳制度の概要 「始めることが大事」

平成28年5月に成立した森林法等改正法においては、新たに、市町村が林地の所有者情報や境界の情報を整理した「林地台帳」を整備することが盛り込まれました。林地の所有者問題につい

資料② 森林所有者の不在村化

- 森林所有者の4人に1人が不在村、その5人に1人は相続時に何も手続きをしていない。(森林所有者の約20人に1人)



では、この改正に先立つ平成23年の森林法改正において、売買・相続を問わず新たに林地の所有者になった方はすべて、市町村にその内容を届け出る制度が出来ています。これに基づき、現在、年間約3万件の届出が市町村になされていますが、これらの情報を市町村がデータベースとして管理することについては努力義務にとどまっており、情報が現場の林政に十分に活かされているとは言

政 策

い難い状況でした。また、そもそも林地の所有者に関する情報は、法務局（登記簿）、都道府県（森林簿）、市町村（地籍情報、課税情報）、森林組合（組合員情報）にそれぞれ蓄積されていますが、情報の精度、量などはそれぞれバラバラで、統一的にまとまった形で整備されていませんでした。

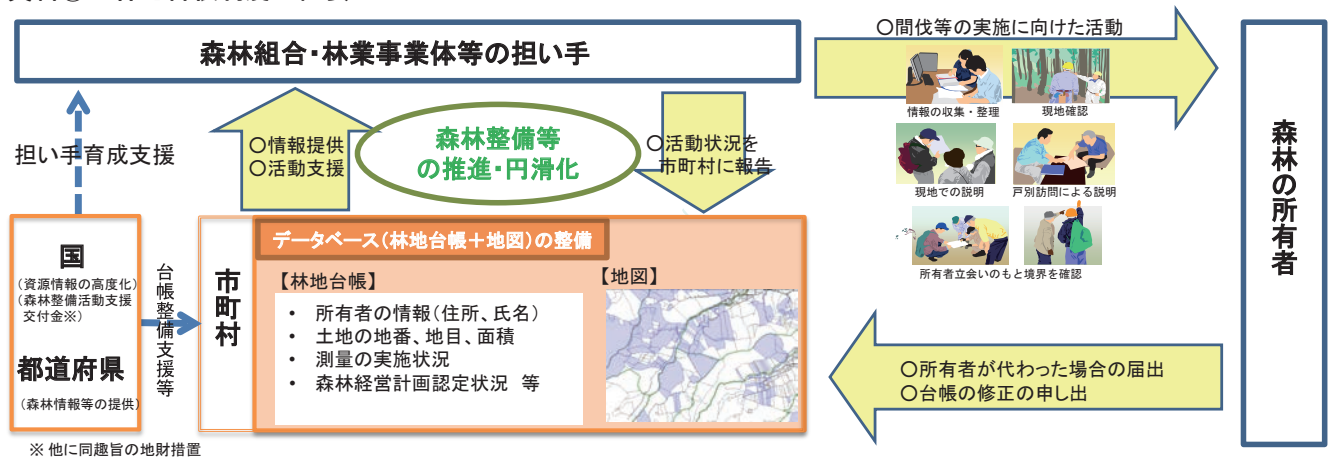
そこで、住民に身近な主体である市町村が、こうした情報を整理して記録し、所有者の代替わりがおきても行政が持続的に所有者を捕捉できる仕組みを作るとともに、この情報を、森林組合などの森林整備の担い手に提供して、間伐や造林といった施業を効率的に進めていくための制度として林地台帳制度ができました。（資料③）

また、スタートするには一定の準備が必要です。本格施行は平成31年4月とし、それまでに林地台帳を整備し、施行後に時間をかけて精度を向上することとしています。

3 林地台帳の具体的な整備 まずは「今ある情報」で 着実に整備を

そうは言っても、農地とは異なり、林地の所有者を整理した台帳はこれまでにありませんでしたし、地籍調査

資料③ 林地台帳制度の概要



の進捗や森林情報の蓄積の状況（市町村に森林GISが導入されているかなど）が町村によって著しく違いがある中でスタートするわけですから、具体の整備手法などについては、国が整備や運用にあたってのマニュアルなどをきちんと示す必要があります。

このため、農林水産省と地方自治体の代表者からなる「協議の場」を設置して、林地台帳の整備マニュアルづくりや運用マニュアルづくりを行っており、このほど、整備マニュアルが完成して地方公共団体に通知しました。マニュアル自体は分厚いもので、詳細は農林水産省HPをご覧くださいのですが、ポイントは、

(1) 林地台帳の記載項目は、基本的に必要最低限のものとして、

① 所有者については、「登記簿上の所有者」と「現に所有している者、所有者とみなされる者」の2種類を、

② 境界に係る測量の状況については、「地籍調査」と「境界画定に資する測量（山村境

界基本調査や林野庁補助事業などにより得られた情報）」の2種類を、それぞれ記載すること、

(2) 林地台帳とあわせて作成する地図については、地籍調査の進捗度合いに応じ、

① 地籍調査が完了している森林については、地籍図を活用して地図を作成

② 地籍調査が完了していない場合は、森林計画図に地番を表示することとし、その際、筆界（地番界）は記載せず複数の地番をまとめて表記することも可とする、

など、具体の森林整備に使える内容としつつも、情報が少ない場合でも柔軟に対応出来るものとしています。（次頁資料④、⑤）

また、現状では森林に関する情報を多く有しているのは都道府県であることや、林地台帳情報は都道府県が有する資源情報と連携して運用することが効果的であることを踏まえ、都道府県が原案を作成し、市町村が自ら保有する情報等により修正・追加して台帳を整備することを標準的な手順としています。

このマニュアルを踏まえ、現在、各都道府県が市町村と協議しながら具体の整備方針を策定するなど、林地台帳の整備に向けた具体的な取組が進められているところです。

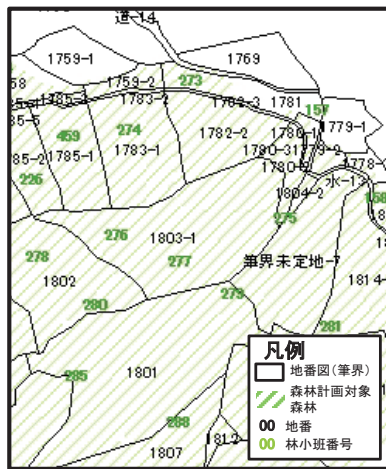
政 策

資料④ 林地台帳の記載項目

記載事項	所在	地番	地目	面積 (h a)	林小班	登記簿上の所有者			現に所有している者、所有者とみなされる者					境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施策森林等				
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無		認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
																済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日						
元となる情報	登記情報				森林簿情報	登記情報				森林の土地所有者届出、森林簿情報等					登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等			森林簿			

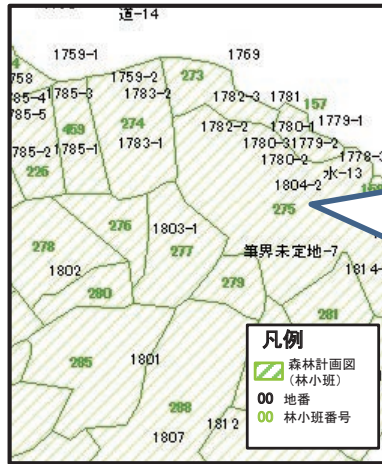
資料⑤ 林地台帳と併せて作成する地図

地籍調査成果が利用できる場合

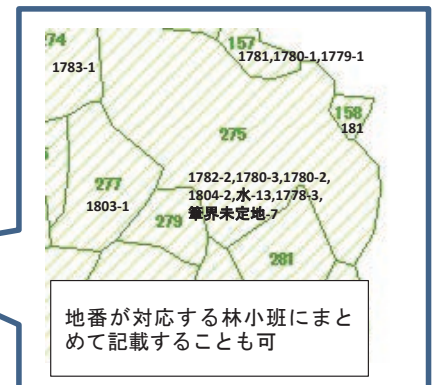


※林小班番号は任意

地籍調査成果が利用できない場合
(森林計画図をベースに作成)



※筆界(地番界)は記載しない



(2) また「林地台帳の整備」と「所有者・境界の明確化活動の推進」

森林総合監理士等による市町村への技術的な支援を推進するための技術者の継続教育を実施

②市町村の森林・林業行政の技術的支援

○森林総合監理士等技術者活動支援事業

クラウドを活用した森林情報システムの導入に向けた開発・実証等

③市町村の森林・林業行政の技術的支援

○森林総合監理士等技術者活動支援事業

市町村等が林地台帳を管理するシステム整備を支援

(イ)森林整備地域活動支援交付金

在村・不在村の森林所有者、境界の明確化や集約化に必要な合意形成活動等に対する支援

(ウ)森林情報高度利活用施設開発事業

①施業集約化の加速化

(ア)市町村森林所有者情報活用推進事業(新規)

市町村等が林地台帳を管理するシステム整備を支援

(1)関連する国の支援策としては、平成29年度予算概算要求において、以下の事業について要求しているところである。

4 国の支援策について
「国の予算による支援と
地方財政措置の充実」

各町村におかれましては、非常に少ない人員の中で森林・林業行政を進めて頂いていると理解しています。今後、林野庁としても、財政的・技術的支援をしっかりと行い、この制度が、地域の森林・林業の活性化、地方創生につながる基礎となる重要なデータベースとして順調に船出できるように、町村の皆様とともに努力していく考えです。

林地台帳の整備は簡単ではありませんが、これを整備することで、

(1)森林の集約化が進み間伐等が可能となり、森林が健全化するとともに、地域の雇用創出につながる、

(2)地域材を利用する産業が活性化し、地方創生につながる、

(3)所有者・境界が明らかになることで、伐採・造林の指導監督、災害復旧事業・公共事業等が円滑化する、といったメリットがあると考えています。

5 おわりに

に対しては、森林吸収源対策として今年度より地方財政措置の「重点課題」として位置づけられ、地方公共団体の取組に対して、普通交付税及び特別交付税措置が講じられます。

政策解説

平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

各国が共に進むことを確認した「節目の年」

平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書のテーマは「地球温暖化対策の新たなステージ」。持続可能な社会の実現に向けた世界共通の目標を包括的にまとめ、各国が共に取り組むことを確認したことにより、地球温暖化対策の新たなステージを切り拓くものになったとして、日本の地球温暖化対策の状況及び今後の取組などを紹介している。また、東日本大震災の被災地における環境の回復の状況や復興に関する取組、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」についても取り上げた。以下、概要を紹介する。

分野横断型の施策で
地球温暖化対策

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21、於・フランス・パリ）で採択されたパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、

附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものである。世界の気候変動対策の転換点であり、新たな出発点となった。

「新たな国際枠組みは、全ての国

が参加する公平かつ実効的なものであるべき」と発信してきた日本は、この条件を満たす「パリ協定」が採択されたことを高く評価しており、この実施に向けて、これまで京都議定書の履行を含む様々な地球温暖化対策によって培ってきたMRV（Measurement, Reporting and Verification）（温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証）等の経験や知識を積極的に提供し、同協定に基づく気候変動対策の更なる深化に寄与していく。

パリ協定の「2℃目標」を踏まえ、日本は長期的目標として、2050（平成62）年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指す。具体的には、エネルギーを多く使用する業種（鉄鋼、化学、セメント及び紙・パルプ）では、エネルギー消費の「見える化」を通じて設備の運用改善や、自動制御等の工場のエネルギー管理の徹底。また、地方自治体の庁舎・建築物の省エネ化の推進により、地域に

おける省エネの先進事例を創出し、その波及効果を含めて地域の省エネ化を実現していくことも必要であり、家庭では新築住宅の省エネ基準化、高効率給湯器やLED等の高効率照明の導入、次世代自動車の普及、再生可能エネルギーの最大限の導入等で、エネルギー消費量を削減していく。併せて、分野横断的な施策にも取り組む。

地方公共団体は、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施しており、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視、影響評価を行うとともに、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応（気候変動の影響への対処）を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要である。他方、多くの地方公共団体が、気候変動の影響が既に現れ、適応が必要と考えているものの、平成28年3月現在、影響評価の実施や適応計画の策定まで至っていない。そのため環境省では「平成27年度地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業」において、先行的な適応の取組を実施している地方公共団体を選定し、気候変動影響評価の実施や適応計画の策定等に関する支援を行う

政 策

など、モデル事業を展開した。

いくつかの地方公共団体の取組事例を紹介しよう。埼玉県では、埼玉県地球温暖化対策実行計画「ストッ プ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」改訂版を平成27年5月に公表した。地球温暖化への適応策の検討・実施においては、将来予測に一定の幅のあることと、時間と共に変化する気候変動の進行に柔軟に対応するために、あらかじめ様々な条件を基に複数の対策メニューを用意しておき、温暖化影響のモニタリング結果に応じて順応的に適応策を進めていくこととしている。

熊本県では、温暖化への適応策の推進が新たに追加された「第五次熊本県環境基本計画」を平成28年2月に策定。関係する各行政分野の事業計画において、科学的知見や地域特性を踏まえ、適応の視点を加えていく。

仙台市では、気候変動の「適応」への取組が新たに追加された「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016・2020」を平成28年3月に策定した。「農業（水稲、病害虫・雑草）」、「自然生態系（在来生態系の分布・個体群の変動）」、「自然災害（河川（洪水、内水）、沿岸（高潮・高波）、山地（土石流・地滑り等）」、「健康（熱中症）」及び「都市生活（暑

熱による生活への影響等）」を、優先的にリスクを低減させる取組として挙げている。

環境省では、こうした先行的な取組を行っている地方公共団体の事例も踏まえ、地方公共団体向けの適応計画の策定手順等を整理したガイドラインを現在策定中である。

被災地の環境は
どう変化しているか

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から5年が経過したことを踏まえ、被災地における自然環境の回復等の状況や復興の取組等を紹介している。

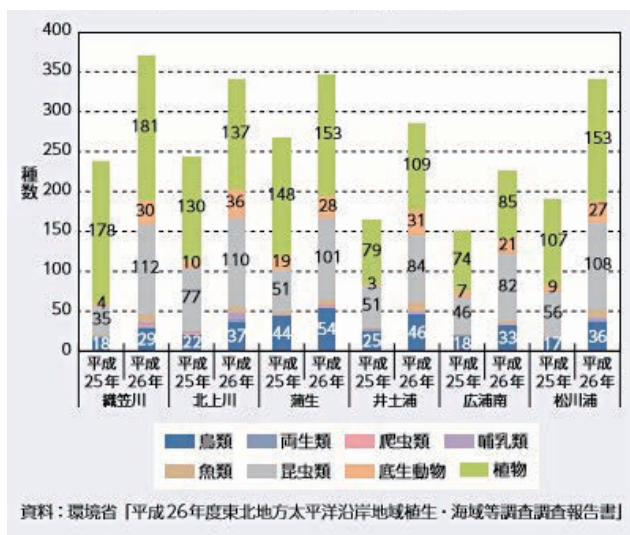
自然環境の回復等の状況について、国は継続的なモニタリング調査を実施しているが、重要な自然が残存する重点地区調査結果によると、いずれの地区も動植物の出現種数の増加が認められ、環境の回復が示唆された。青森県から千葉県までの津波浸水域（577.9 km²）で実施された植生調査では、復旧・復興工事による大規模な人為的改変によって自然植生や樹林地の減少が続いているが、一部の自然植生については回復していることも確認された。

空間線量率の状況については、平成27年9月時点における東京電力福

島第一原子力発電所半径80 km圏内の放射線量は、事故7カ月後と比べて65%減少（約3分の1まで減少）しているという結果になった。水環境における放射性物質の状況については、公共用水域（水質・底質）、地下水の全てで、放射性セシウムの検出率は年々低下傾向にあるが、地点によっては、採取回ごとの試料の採取場所及び性状の僅かな違いによる数値変動が見られるため、次年度以降も継続してモニタリングを実施するとされている。

放射性物質汚染対処特措法に係る取組の進捗状況では、福島県内11市町村にまたがる対策地域内の廃棄物の処理として、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、帰還困難区域を除き、仮置場への搬入が完了。搬入した災害廃棄物等は、市町村ごとに設置している仮設焼却施設で、減容化（焼却）を図っている。焼却灰や下水汚泥、農林業系副産物（稲わら、堆肥等）等計17万トンの指定廃棄物については、各都県のごみ焼却施設や下水処理

図1 重点地区における出現種数の比較



施設、農地等で、適切に一時保管されているが、長期にわたる確実な管理体制を早期に構築することが必要であるとしている。

放射性物質汚染対処特措法は、放射性物質に汚染された土壌等（草木・工作物等を含む）の除染の対象として、国が除染を行う除染特別地域と市町村が除染を行う汚染状況重点調査地域を定め、除染実施計画に基づき除染作業を進めているが、いずれの地域も平成28年度末までに面的除染の完了を目指すとしている。コラムでは除染の成果として福島県楢葉町の取組を紹介。平成27

政 策

年9月に避難指示が解除された同町では、気軽に町民が立ち寄り歓談できるサロン「ふらっと」の開設、町民有志が自主的、主体的に行動するグループ「なにかし隊」の設立など、地域コミュニティの再生を目指した取組も進行中である。

循環型社会の実現に向けた現状と課題

国際的な枠組みが大きく進展した「節目の年」として、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下、2030アジェンダ）が採択されたことも見逃せない。2030アジェンダは、国際社会が2030（平成42）年に向けて、持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題（アジェンダ）を集大成した新たな国際的な枠組みである。国連やUNEP、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関や、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、SDGsのゴール達成に向けて協力が表明されるなど、具体的な施策が打ち出されている。

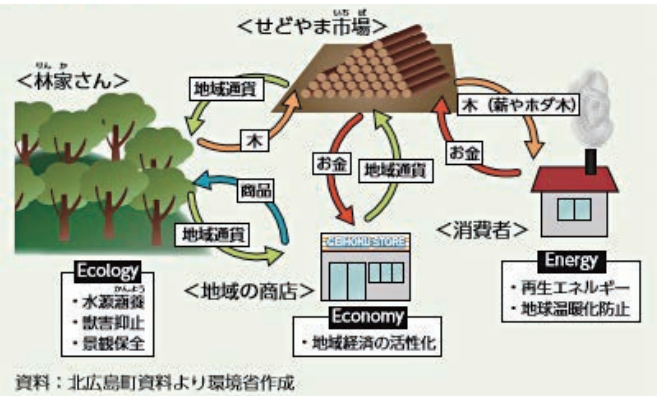
日本国内においても、政府、NGO、企業等もSDGsへ対応すべく動き出している。特に日本は、森里川海等の様々な自然の恵みの恩恵を受け

ている。この状況を認識し、改善していくため、環境省では平成26年12月、「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト（森里川海プロジェクト）」を立ち上げた。

自然環境の維持回復の取組のひとつ、広島県山県郡北広島町芸北地域における「芸北せどやま再生事業」を紹介する。町では、地域資源である木が売れず、林業の担い手や知識のある人の減少という課題に対処するため、地域通貨を利用して木材を流通させる仕組みを作った。同事業に登録している地域の林業家（林業家）が、「せどやま市場」に落葉広葉樹を持ち込むと6,000円分の地域通貨で買い取られる。地域通貨を受け取った林家さんは、地域の商店で使用し、商店は「せどやま市場」で換金可能。買い取られた木は薪やホダ木として地域内外に販売される。

また、町では木の消費地拡大を図った「薪活」や、小学校教育の一環として後継者育成も行われている。木という地域資源をエネルギーや資材として活用することで、森林の適切な管理を行い、地域経済をつましく循環させている形は、森里川海プロジェクトの目指す姿の一つだ。2030アジェンダやパリ協定の実施には、自然の循環と経済社会シ

図2 芸北せどやま再生事業のしくみ



ステムにおける物質循環の調和が必要である。その達成には、環境負荷の低減を通じた自然循環の健全化という視点で、モノのライフサイクル（採掘・生産、流通、消費、蓄積、廃棄及び再生）全体に改めて着目することが求められる。このような施策を進めることがSDGsに対応し、ひいては持続可能な開発の実現・達成に寄与することになる。

ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）廃棄物の処理も重要な取組の一つである。日本では、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づき、PCB

廃棄物の保管事業者に最長で平成38年度末までの処分を義務付けている。高濃度のPCB廃棄物については、別途、処理体制と処理完了期限を設け、国、都道府県市、事業者、環境安全事業株式会社（JESCO）等の関係者が協力して、取組を進めている。しかし、現状では高濃度のPCB廃棄物の期限内処理達成は容易ではなく、処理体制の充実・多様化を図り、処理期限内に一日でも早く安全かつ確実にPCB廃棄物の処理の完了を推進することとしている。

人の健康や環境への悪影響が懸念される化学物質の一つである水銀については、水銀による環境汚染と健康被害を経験した国として、ライフサイクル全体を管理する包括的な仕組みを総合的に実施することにも、国際協力を引き続き積極的に展開し、世界の水銀対策をリードすることを通じて、地球規模の水銀に係る課題の解決に貢献する姿勢を打ち出した。

休刊のお知らせ

11月7日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第2980号は11月14日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

iJAMP自治体実務セミナー

時事通信社

新たな物流が地域の課題を解決する～物流の底力～

近年、消費者物流等を支える小口の宅配便システムが高度に進化しています。その新たなきめ細やかな宅配サービスは、人々の暮らしをより便利に高質化するだけでなく、地域が抱える課題の解決にもつながっています。本セミナーでは、このような宅配便等の新たな物流を活用した地域の課題への対応、生活の高質化の可能性について理解を深め、推進を図っていきたくと考えます。

1. 日 時：2016年11月21日(月) 12:30～17:30
2. 会 場：時事通信ホール 東京都中央区銀座 5-15-8
3. 入場料：無料

4. 講演内容

- 基調講演①「物流生産性革命の推進」
国土交通省大臣官房物流審議官 重田雅史氏
- 基調講演②「地方創生のための物流とは」
上智大学経済学部教授 一般社団法人ヤマトグループ総合研究所 専務理事 荒木勉氏
- 講 演 「ヤマトグループが取り組む地方行政との連携『プロジェクトG』」
ヤマトホールディングス(株) 代表取締役社長 山内雅喜氏
- 事例報告①「多摩ニュータウンの今後のまちづくりについて」
多摩市副市長 永尾俊文氏
- 事例報告②「地方創生に資する公共交通の活性化と物流との連携」
(株)みちのりホールディングス 代表取締役社長
(株)経営共創基盤代表取締役パートナー 松本順氏
- パネルディスカッション
「新たな物流が地域の課題を解決する ～物流の底力～」
モデレーター：
上智大学経済学部教授 一般社団法人ヤマトグループ総合研究所 専務理事 荒木勉氏
- パネリスト：
国土交通省物流審議官 重田雅史氏
ヤマトホールディングス(株) 代表取締役社長 山内雅喜氏
多摩市副市長 永尾俊文氏
(株)みちのりホールディングス 代表取締役社長
(株)経営共創基盤代表取締役パートナー 松本順氏

<申込・詳細案内><http://www.jamp.jiji.com/sympo/2016/09/>

観光立国と地方創生～日本版DMOが地域を変える～

政府は、成長戦略の柱として訪日客増加による観光業の育成を目指し、2020年に訪日外国人数 4,000万人(旅行消費額 8兆円)、30年には 6,000万人(旅行消費額 15兆円)を目標に掲げています。昨今の円安の動きもあり今後は爆買い、インバウンドバブルといった流れから、本来日本が持つ観光資源を見直すことで国内観光の潜在客を掘り起し、インバウンド訪日客に対しても日本の持つ観光資源を再発見することが肝要です。また本年熊本、大分を襲った未曾有の大地震からの着実な復興が望まれるところですが、3.11の状況を踏まえ観光地は風評被害をどう払しょくし、いかに情報発信していくべきなのか、日本版DMOやLCC路線が起爆剤となり日本の伝統文化自然を観光資源とする未来に向けた観光の挑戦について考察します。

1. 日 時：2016年11月18日(金) 12時30分から
2. 会 場：時事通信ホール 東京都中央区銀座 5-15-8
3. 入場料：無料

4. 講演内容

- 第一部「持続可能なインバウンド戦略」
～風評被害を乗り越える情報発信戦略～
- 基調講演①「日本版DMOについて」 観光庁長官 田村明比古氏
○基調講演②「演題未定」
日本政府観光局(JNTO) 理事長 松山良一氏
- 特別講演「熊本市のインバウンド戦略～被災から再生へ」(仮題)
熊本市長 大西一史氏
- パネルディスカッション
「復興する東北の観光全般」「インバウンド観光が復興に持つ意味」
宮城県知事 村井嘉浩氏×東北観光推進機構会長 清野智氏×
熊本市長 大西一史氏 コーディネーター：ジャパンインバウンドソリューションズ社長 中村好明氏
- 第二部「2020年に向けたインバウンド公共戦略」
～日本版DMOで地域の伝統文化自然を生かせ！
- ご挨拶 衆議院議員・地方創生担当大臣 山本幸三氏(予定)
○特別講演「ゲールを使って地方活性化ができるか?」(仮題)
Google Inc. 執行役員 公共政策・政府渉外担当 杉原佳克氏
- パネルディスカッション
日本観光振興協会 久保成人氏×佐賀県知事 山口祥義氏(佐賀が仕掛ける最強のインバウンドニッチ戦略)×大歩危・祖谷
いってみる会会長・ホテル祖谷温泉社長 植田佳宏氏(小さな観光地の大きな挑戦～徳島県三好市大歩危・祖谷)※ 全て仮題
コーディネーター：ジャパンインバウンドソリューションズ社長 中村好明氏

<申込・詳細案内><http://www.jamp.jiji.com/sympo/2016/08/>

【問い合わせ先】 時事通信社セミナー事務局

TEL 03-3524-6961 / E-mail jigyokikaku@grp.jiji.co.jp

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてシンポジウムを開催

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本全国での気運醸成を図る契機とするともに、今後の地域振興に資する取組の参考として、もたらすことを目的に、全国自治体職員及び地方議会議員を対象とするシンポジウムを11月28日(14時～17時)、TKPガーデンシティ品川(東京都港区高輪3-13-13 SHINAGAWA AGOOS 1F)で開催する。

当日は、スポーツだけでなく、文化芸術や地域での世代を越えた活動、被災地への支援など全国各地で開催されている「東京2020参画プログラム」の事例紹介やリオ大会出場アスリート、文化芸術分野の識者などをパネリストに迎え、パネルディスカッションが行われる。

また、プログラム終了後、「東京2020参画プログラム」の実務者説明会及び事業相談交流会を実施するほか、物産展(岩手県、宮城県、福島県、熊本県)や大会公式グッズの販売も行われる予定である。

シンポジウムへの参加費は無料。都は関係者の積極的な参加を呼びかけている。

【お問い合わせ先】
オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部連携推進課 全国自治体調整担当
電話 03-5320-7823

【参加申込み先】

電話 03-5348-2703

FAX 03-5348-2704

メール tokyo_symposium@oboutours.co.jp

東武トップツアーズ(受託会社) 内事務局

「広報セミナー 2016」を開催

日本広報協会では、広報セミナーを、2016年12月1日(木)～2日(金)に、神奈川県横浜市の神奈川県民ホールで開催します。

今年のテーマは、「メディアを活用して広報力をアップ～パブリシティの勧め」です。パブリシティを成功させることによって、さまざまなメディアから自治体や地域の情報が発信され、より広報力は高まります。自治体の情報をどのようにパブリシティすればいいか、普段からどのようにメディアとの関係を築けばいいかを学びます。

また、広報紙やウェブサイトの制作に役立つ実践的な講義、全国広報コンクール入選団体による事例発表などを行います。

皆様のご参加をお待ちしています。

開催日 2016(平成28)年
12月1日(木) 13時～16時35分
2日(金) 10時～15時30分

会場 神奈川県民ホール 小ホール・大会議室
神奈川県横浜市中区山下町3-1
最寄駅：みなとみらい線 日本大通り駅、JR 関内駅

主催 公益社団法人日本広報協会、神奈川県、横浜市市民局

後援 内閣府、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会

プログラム

12月1日

講義

パブリシティを活用する～プレスリリースの作り方

メディアコンサルタント・元読売新聞社記者 坂本宗之祐

事例発表 1

行政における積極的な“パブリシティ活動”～その効果と意味を考える～

千葉県船橋市

事例発表 2

予算がなくてもアイデアで町の知名度を上げる

埼玉県三芳町

12月2日

第一分科会

講義 1-1

自治体ウェブサイトの傾向と今後

ユニバーサルワークス代表取締役 清家順

講義 1-2

広報活動での著作権・肖像権の注意点

NPO 法人著作権協会理事長 富樫康明

講義 1-3

文章力アップのコツ

大学受験予備校講師 吉田裕子

第二分科会

事例発表 2-1

広報紙づくりのノウハウを学ぶ

兵庫県川西市

事例発表 2-2

広報紙づくりのノウハウを学ぶ

愛媛県内子町

事例発表 2-3

広報紙づくりのノウハウを学ぶ

神奈川県川崎市

事例発表 2-4

ウェブサイトづくりのノウハウを学ぶ

岡山県矢掛町

参加費

二日間 会員：9,250円(税込み)、会員外：17,480円(税込み)
一日のみ 会員：7,200円(税込み)、会員外：12,340円(税込み)

問い合わせ先

公益社団法人 日本広報協会
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル10F
電話：03-5367-1701 ファクス：03-5367-1706

申し込み方法

日本広報協会ウェブサイトから参加申し込み書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、上記までファクスでお申し込みください。

随 想

織姫と彦星が出逢う村


 しょうわ ば ば こう いん
 福島県昭和村長 馬場孝允

昭和村は、福島県会津地方の中ほどに位置し、周囲を千m級の山々に囲まれ、村役場の位置で四百六十七mの標高がある山村であります。冬の間は積雪が二m以上になり、一年の半分は雪に覆われる豪雪の村でもあります。

総面積は約二百十km²、東京都二十三区の約三分の一の面積があります。その九十二％は山林です。野尻川の流れに沿って、集落が連なるコンパ

クトな居住地区となっております。

御多分に漏れず、本村でも過疎化・少子高齢化が急速に進んでおり、人口は昭和三十年の四千八百十人をピークに減り続け、現在は約千三百人、六百七十世帯となっております。小中学校の生徒数は、小学校が全学年で二十八名、中学校が十六名で、小学校では全学年が複式学級となっております。高齢化率は現在は約五十四％と、県下第二位であります。（平成二十二年国勢調査では、全国でも第五位でした。）

村の財政規模が約二十億円と小さな村ではありますが、全国に誇れるものが三つあります。

一つがからむし織と織姫体験事業、一つが日本一のカスミソウ栽培、もう一つが、住民が地域の中で支え合い、年を重ねても役割をもって尊重される村の地域コミュニティであります。

一つ目のからむし織と織姫体験事業ですが、本村では、江戸時代とも室町時代とも言われる時代から、麻の一種である「からむし」を栽培し、糸を紡ぎ、織物を織っております。ユネスコ無形文化遺産に登録されている新潟県の越後上布、小地谷縮の原料に使われており、現在、産地としてからむしを栽培しているのは、本州では昭和村が唯一であります。この、村で守り伝えてきたからむし織の後継者養成を目的に、平成六年

から毎年、全国にからむし織体験生（織姫）を募集し、二十代から三十代の女性を中心に、本村で一年間生活していただいております。今年で二十三年目を迎え、これまで百十名の織姫さんをお迎えしましたが、村の生活を気に入っていただき、三十名がそのまま村内に定住し、家庭を持たれた方もいます。彼女たちになぜ村に残るのが聞いたところ、「村のおじいちゃん、おばあちゃんは暮らしの達人。身近にいてもつと知恵や技を学びたい」と言うのです。これには驚きでした。からむし織体験生制度を通して、村にいる私たちも、当たり前に感じていた、からむし織を始めとした四季折々の暮らし、伝統の素晴らしさを再認識させられ、村の誇りと感じ、その後の村づくりの大きな原動力になっております。

次に、カスミソウについてですが、夏から秋にかけて、東京の大田市場に出荷されるかすみ草の七割は昭和村のカスミソウです。夏場は花が日持ちしないため市場に回っていませんでしたが、標高が高く夏でも涼しい気候と、生産農家の皆さんの創意工夫、雪を貯蔵した「雪室」と呼ばれる冷温倉庫など、本村の特性をフルに活用することで、夏秋期のカスミソウ市場のシェアナンバーワンとなりました。春から秋の作業で相

当の売上げを上げる農家もありますので、村外から移住して生計の立てられる仕事として、村としても支援しております。余談ですが、カスミソウの品種にアルタイル（彦星）があります。織姫が舞い降りる村に、彦星が出会う、これも運命的な巡り合わせかもしれません。

最後に、地域コミュニティにおける住民同士の支え合いですが、第五次昭和村振興計画で謳っている基本目標の第一が、「みんなが主役の協働の村づくり」であります。人口減少も裏を返せば、顔の見えるコミュニティです。老若男女問わず、「この仕事だったら誰に頼めばいい」といった人材活用データベースが頭の中に入っております。七十歳、八十歳になっても、頼られる存在です。また、誰か困っている人があれば、誰となく手を差し伸べてくれます。こうした住民同士の緊密なコミュニティの在り方は、東日本大震災後の沿岸部の地域コミュニティ再生の参考事例として、村外から調査に来られるなど、今後、人口減少、少子高齢化社会における地域コミュニティの一つのモデルとして、発信できるのではないかと思います。

我が国が元気でいるためには、どの町村もそれぞれ生き生きと輝くことが重要であります。昭和村も、村の特性を生かし、昭和村らしい確かな輝きを持つ地域を目指して参ります。